



# 島根県報

令和8年1月6日(火)  
第682号  
(毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

- |                       |         |   |
|-----------------------|---------|---|
| 指定施業要件の変更予定保安林        | (森林整備課) | 2 |
| 指定漁船調査の縦覧             | (水産課)   | 2 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 | (〃)     | 3 |

### 【公 告】

- |                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 港湾法の規定に基づく公聴会の開催 | (港湾空港課) | 3 |
|------------------|---------|---|

### 【公企訓令】

- |               |          |   |
|---------------|----------|---|
| 三成ダム操作規程の一部改正 | (企業局施設課) | 5 |
|---------------|----------|---|

## 告示

### 島根県告示第1号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月6日

島根県知事 丸山達也

#### 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隱岐郡隱岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

#### 1(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

#### 1(3) 変更後の指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隱岐郡隱岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

#### 2(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 2(3) 変更後の指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隱岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隱岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第2号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年1月6日

島根県知事 丸山達也

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

大田市仁摩町仁万1986-13 山根 稔  
 " 宅野152-1 大門健二  
 " 馬路213 伊藤一好

## (2) 加入区

仁摩町加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

## (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

## 島根県告示第3号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年1月6日

島根県知事 丸山達也

多伎町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

**公 告**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

令和8年1月6日

島根県知事 丸山達也

## 1 指定港湾名

別府港

## 2 日時

令和8年1月28日 午後1時30分

## 3 場所

隱岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17 島前集合庁舎 第1・第2会議室

## 4 指定予定地域

地区名	地域
四河地区	基点1から基点8までを順次結んだ線及び海面により囲まれた陸域 (点の表示) 基点1 別府港四河地区 維持管理基準点「別府-12」(緯度36度06分45秒、経度133度02

	分48秒) から 8 度42分51秒 63.74メートルの点 基点1 から147度41分23秒の汀線まで引いた線 基点2 基点1 から68度28分15秒 65.62メートルの点 基点3 基点2 から77度24分27秒 15.38メートルの点 基点4 基点3 から87度25分30秒 13.62メートルの点 基点5 基点4 から93度27分26秒 12.39メートルの点 基点6 基点5 から97度21分27秒 13.91メートルの点 基点7 基点6 から117度46分07秒 55.44メートルの点 基点8 基点7 から109度13分58秒 53.26メートルの点 基点8 から198度59分34秒の汀線まで引いた線
--	---

## 5 公述の申出等

### (1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、隠岐支庁県土整備局島前事業部工務第一課（隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17）に、令和8年1月20日（郵送の場合は、当日消印有効）までに提出すること。

### (2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

### (3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、隠岐支庁県土整備局島前事業部工務第一課に備えて、令和8年1月6日から同月28日正午まで縦覧に供する。

## 6 公聴会に関する問合せ先

隠岐支庁県土整備局島前事業部工務第一課 電話（08514）7-9117

## 別記様式

## 意見申出書

令和8年1月28日の港湾法の規定に基づく公聴会にて説明される別府港四河地区港湾隣接地域の指定の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話 )

氏名

意見の公述を希望する港湾隣接地域の指定を行う港湾名  
別府港 四河地区

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

### 島根県公営企業訓令

#### 島根県公営企業訓令第1号

本局  
東部事務所

三成ダム操作規程（昭和53年島根県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月6日

島根県知事 丸山 達也

受訓先を「本局  
東部事務所」に改める。

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2（第15条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	種別	摘要
三成ダム警報所	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川右岸）	サイレン及びスピーカ	現場及び遠方操作 有線及び無線

第1号スピーカ局	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川右岸）	スピーカ	現場及び遠方操作無線
三成発電所警報所	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川左岸）	サイレン及びスピーカ	現場及び遠方操作無線
第2号スピーカ局	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川右岸）	スピーカ	現場及び遠方操作無線
第3号スピーカ局	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川右岸）	スピーカ	現場及び遠方操作無線
三沢警報所	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川左岸）	サイレン及びスピーカ	現場及び遠方操作無線

**附 則**

この訓令は、令和8年1月8日から施行する。